3. 貸借対照表勘定科目

〈資産の部〉

大区分	中区分	小区分	説	明
流動資産	現金預金		現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替書、官公庁の支払通知書等)及び預期預金、郵便貯金、金銭信託等)をし	貯金(当座預金、普通預金、定
		小口現金		
		当座預金		
		普通預金		
		定期預金		
		その他の預金		
	有価証券		国債、地方債、株式、社債、証券投資 価の変動により利益を得ることを目的	
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。	
	未収金		事業収益以外の収益に対する未収え	入金をいう。
	未収補助金		施設整備、設備整備及び事業に係る	る補助金等の未収額をいう。
	未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の た役務に対していまだその対価の支	
	貯蔵品		消耗品等で未使用の物品をいう。業 ることができる。	種の特性に応じ小区分を設け
	給食用材料		給食用材料の棚卸高をいう。	
	立替金		一時的に立替払いをした場合の債権	霍額をいう。
	前払金		物品等の購入代金及び役務提供の意	対価の一部又は全部の前払額
	前払費用		ー定の契約に従い、継続して役務の 供されていない役務に対して支払わ	
	事業区分間貸付金		他の事業区分への貸付額で、貸借を 年以内に入金の期限が到来するもの	
	拠点区分間貸付金		同一事業区分内における他の拠点区 表日の翌日から起算して1年以内に いう。	
	仮払金		処理すべき科目又は金額が確定した 処理する科目をいう。	い場合の支出額を一時的に
	その他の流動資産		上記に属さない債券等であって、貸行 て1年以内に入金の期限が到来する きいものについては独立の勘定科目 ましい。	ものをいう。ただし、金額の大
	徴収不能引当金		未収金や受取手形について回収不能 をいう。	能額を見積もったときの引当金
固定資産				
(基本財産)			定款において基本財産と定められた	固定資産をいう。
	土地		基本財産に帰属する土地をいう。	
	建物		基本財産に帰属する建物及び建物	州属設備をいう。
	定期預金		定款等に定められた基本財産として	保有する定期預金をいう。
	投資有価証券		定款等に定められた基本財産として	保有する有価証券をいう。

大区分	中区分	小区分	説	明
(その他の固定資産)			基本財産以外の固定資産をいう。	
	土地		基本財産以外に帰属する土地をいう。	
	建物		基本財産以外に帰属する建物及び建物附属設備をいう。	
	構築物		建物以外の土地に固着している建造物をいう。	
	車輌運搬具		送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	
			器具及び備品をいう。ただし、取得価額が10万円以上で、耐用年 数が1年以上のものに限る。	
	建設仮勘定		有形固定資産の建設、拡張、改造なとでに発生する請負前渡金、建設用材料	
	有形リース資産		有形固定資産のうちリースに係る資産	きをいう。
	権利		法律上又は契約上の権利をいう。	
	ソフトウェア		コンピュータソフトウェアに係る費用で 得に要する費用ないしは制作費用のも ものをいう。	
	無形リース資産		無形固定資産のうちリースに係る資産	をいう 。
	投資有価証券 長期的に所有する有価証券で基本財産に属る		産に属さないものをいう。	
	退職給付引当資産		退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立て た現金預金等をいう。	
	人件費積立資産		常勤職員及び有期契約職員に支給す み立てた現金預金等をいう。	る人件費に充てるために積
	修繕積立資産		建物及び建物付属設備又は機械器具めに積み立てた現金預金等をいう。	等の備品の修繕に充てるた
	備品等購入積立資産		固定資産物品又は備品の購入費に充 預金等をいう。	てるために積み立てた現金
	保育所施設設備整備積立資 産		保育所の建物、設備の整備・修繕・環 充てるために積み立てた現金預金等:	
	都施設整備費積立資産		保育所の建物、設備の整備・修繕・環 充てるために積み立てた現金預金等	
	市施設整備費積立資産		保育所の建物、設備の整備・修繕・環 充てるために積み立てた現金預金等:	
	市施設運営維持費積立資産		保育所の建物、設備の整備・修繕・環 充てるために市区町村からの補助を をいう。	
	任意積立資産		上記以外で将来の目的のために積み	立てた現金預金等をいう。
	長期前払費用		時の経過に依存する継続的な役務の 貸借対照表日の翌日から起算して1年 過分の金額をいう。	
	その他の固定資産		上記に属さない債券等であって、貸借 て入金の期限が1年を超えて到来する 大きいものについては独立の勘定科 望ましい。	ものをいう。ただし、金額の
 負債の部〉	ı	<u> </u>	<u>I</u>	
動負債	短期運営資金借入金		経常経費に係る外部からの借入金で 算して1年以内に支払の期限が到来す	
	事業未払金		事業活動に伴う費用等の未払い債務	をいう。
	その他の未払金		 上記以外の未払金(施設整備等未払:	金を含む)をいう。
	役員等短期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内 に支払の期限が到来するものをいう。	

大区分	中区分	小区分	説	明
	1年以内返済予定設備資金 借入金		設備資金借入金のうち、貸借対照3 内に支払の期限が到来するものを	
	1年以内返済予定長期運営 資金借入金		長期運営資金借入金のうち、貸借す 年以内に支払の期限が到来するも	
	1年以内返済予定リース債 務		リース債務のうち、貸借対照表日の 払の期限が到来するものをいう。	翌日から起算して1年以内に支
	1年以内返済予定役員等長 期借入金	済予定役員等長 役員等長期借入金のうち、貸借対照表日の翌日 以内に支払の期限が到来するものをいう。		
	1年以内支払予定長期未払 金		長期未払金のうち、貸借対照表日の 支払の期限が到来するものをいう。	
	未払費用		賃金、支払利息、賃借料など時の終付取引において既に役務の提供はにその対価の支払債務が確定して	受けたが、会計期末までに法的
	預り金		職員以外の者からの一時的な預り	金をいう。
	職員預り金		源泉徴収税額及び社会保険料など 時的な預り金をいう。	の徴収額等、職員に関する一
	前受金		物品等の売却代金及び役務提供の をいう。)対価の一部又は全部の前受額
	前受収益		受取利息、賃貸料などの時の経過 取引に対する前受分のうち未経過(
	事業区分間借入金		他の事業区分からの借入額で、貸付 1年以内に支払の期限が到来する	
	拠点区分間借入金		同一事業区分内における他の拠点 表日の翌日から起算して1年以内に いう。	
	仮受金		処理すべき科目又は金額が確定し に処理する科目をいう。	ない場合の収入金額を一時的
	賞与引当金		支払対象期間に基づき定期に支給いう。	する職員賞与に係る引当金を
	その他の流動負債		上記に属さない債務等であって、貸 て1年以内に支払の期限が到来す いものについては独立の勘定科目 い。	るものをいう。ただし金額の大き
固定負債	設備資金借入金		施設設備等に係る外部からの借入 起算して支払の期限が1年を超えて	
	長期運営資金借入金		 経常経費に係る外部からの借入金 算して支払の期限が1年を超えて至	
	リース債務		リース料総額から利息相当額を控り 翌日から起算して支払の期限が1年	
	役員等長期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表 期限が1年を超えて到来するものを	
	退職給付引当金		将来支給する退職金のうち、当該会 認められる金額をいう。	≷計年度末までに発生していると
	長期未払金		固定資産に対する未払債務(リース 借対照表日の翌日から起算して支えるものをいう。	
	その他の固定負債		上記に属さない債務等であって、貸 て支払の期限が1年を超えて到来す 大きいものについては独立の勘定利 ましい。	するものをいう。ただし、金額の
〈純資産の部〉			I	
基本金			会計基準省令第6条第1項に規定	された基本金をいう。

大区分	中区分	小区分		明
国庫補助金等特別積立			会計基準省令第6条第2項に規定され <i>†</i> をいう。	左国庫補助金等特別積立金
その他の積立金	人件費積立金		会計基準省令第6条第3項に規定された 職員及び有期契約職員に支給する人件 をいう。	
	修繕積立金		会計基準省令第6条第3項に規定された 及び建物付属設備又は機械器具等の値 積立金をいう。	
	備品等購入積立金		会計基準省令第6条第2項に規定された 資産物品又は備品の購入費に充てるた	
	保育所施設設備整備積立金		会計基準省令第6条第3項に規定された 所の建物、設備の整備・修繕・環境の改 るための積立金をいう。	
	都施設整備費積立金		会計基準省令第6条第32項に規定され 育所の建物、設備の整備・修繕・環境の てるための積立金をいう。	
	市施設整備費積立金		会計基準省令第6条第3項に規定された所の建物、設備の整備・修繕・環境の改るための積立金をいう。	
	市施設運営維持費積立金		会計基準省令第6条第2項に規定された所の建物、設備の整備・修繕・環境の改るために市区町村からの補助を受けて利	善等に要する経費に充て
	任意積立金		会計基準省令第6条第3項に規定された 以外で将来の目的のための積立金をい	
次期繰越活動増減差額			事業活動計算書に計上された次期繰越	活動増減差額をいう。